



相続税対策を認めなかった衝撃の最高裁判決

令和 4 年 4 月 19 日、相続税対策に関わる方・業界にとって衝撃の最高裁判決が下されました。法令に沿って適切に相続税申告をしたにも関わらず、その申告を認めず 2 億 4,050 万円の相続税の追徴課税を言い渡した事例です。

前提内容をざっと説明しますと、北海道在住の個人には約 12 億円の預貯金がありました。相続税対策のために東京都杉並区と神奈川県川崎市のタワマン 2 部屋を、10 億円強の銀行借入をして、13 億 8,700 万円で取得しました。

その約 3 年後に相続が発生しました。この 2 部屋のタワマンの相続税評価額は、国税庁の「財産評価基本通達」の通りに評価すると約 3 億 3,300 万円でした（取得額の約 4 分の 1！）。これに残っていた預貯金を加えても、債務の 10 億円強を引き算すると基礎控除以下になるということで、相続税を 0 円と算出しました。

なぜタワマンの評価額がそんなに下がるかと言いますと、建物の相続税評価額は固定資産税評価額と同額となっており、固定資産税評価額は基本的に建物そのものの価値で算出されるため、都内一等地で人気の最上階である等の「販売価格」が高騰する要素に対してはあまり反映されないためです。

この算出方法自体は全くの合法です。にもかかわらず課税当局はこの申告を認めず、最高裁もこれを支持しました。税法には「同族会社の行為計算の否認」という規定があり、「合法であっても結果的に不当に納税額を減少させた場合は、最後にひっくり返しちやいますよ」というトランプでいうジョーカーのような最終兵器が準備されています。そんなアホな！あんたらのルール通り計算したのに否認されるって、ここは社会主義国家かよ！ってことになります。

否認された理由を見てみましょう。被相続人には不動産購入前には約 12 億円の預貯金がありました。これが「たった 2 回の不動産取得をただで数億円の相続税が 0 円になることが、銀行借入をしない・できない納税者との公平さを欠く」ため、「財産評価基本通達」ではなく不動産鑑定評価で再計算しろとのことでした。どう思われますか？私は、節税対策をした人としなかった人の税額が変わるのは当たり前だろう！と思いますが・・。

さらに、不動産を購入した時の被相続人が 90 歳すぎであり節税以外の目的でこのような高額な不動産を購入した理由が見当たらないこと、相続人が相続後 9 か月で不動産を売却したこと、さらにはこの不動産購入を提案した三菱 UFJ 信託銀行への反面調査により「事業経営財務診断」という名前の提案書に「相続税の節税目的」とはっきり書かれていたこと（金融機関は後々のトラブルを避けるために、顧客とのやり取りの内容を稟議書等で残していることが多く、税務署もその稟議書等を抑えようとすることが多い）等が決め手になったようです。

対策としては、節税目的のみでの行為は（特に節税額が高額な場合）このように最終兵器で否認されるリスクがあることから、「節税以外の目的での行為により、結果的に税額は減少したが、あくまで結果論にすぎない」というシナリオを描けるようなスキームにする必要があると思います。